

熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）検討委員会の公募委員募集要項

1 検討委員会の所掌事務

熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）検討委員会は、次に掲げる事項について、審議する。

- (1) 条例の内容に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の制定及び周知に必要な事項に関すること
- (3) その他委員会の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項

2 募集人員

1人

3 任期

委員委嘱の日から、2年以内とする。

4 応募資格

- (1) 市内に在住、通勤又は通学していること。
- (2) 応募時点において18歳以上であること。
- (3) 熊本市議会議員又は熊本市職員（会計年度任用職員を含む）でないこと。
- (4) 本市の他の審議会等の委員を5つ以上兼務していないこと。

5 報酬

日額：10,000円

6 会議の開催

年5回程度開催予定

7 応募方法

応募者は、次の書類を持参、郵送又はE-mailにより提出する。

- (1) 応募用紙
- (2) 作文（様式は問わない。）
 - ・テーマ：「最近のニュースから考える人権のこと」
 - ・文字数800字程度

8 応募先及び提出期限

(1) 持参

- ・提出先 熊本市中央区手取本町1-1 12階
熊本市 文化市民局 人権推進部 人権政策課
- ・受付日 令和7年（2025年）7月4日（金）から令和7年（2025年）
7月17日（木）まで。ただし、土日祝日を除く。

- ・受付時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 郵送
 - ・提出先 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
熊本市 文化市民局 人権推進部 人権政策課 宛
 - ・締切 令和7年(2025年)7月17日(木) 必着
- (3) 電子メール
 - ・提出先 jinken@city.kumamoto.lg.jp
※メールの件名は「公募委員の申込み」と記載してください。
 - ・締切 令和7年(2025年)7月17日(木) 必着

9 選考方法

- 一次選考：書類（作文含む）
- 二次選考：面接による選考
- ※面接日は一次選考に合格したものへ後日通知する。

【一次選考（書類選考）】

一次選考は、応募資格の有無を審査した上で、作文について評価審査し、合否を決定する。

(1) 応募資格審査

下記の①から④の全てに該当するかを審査し、いずれかの事項に該当しない場合は、その後の審査は行わない。

- ①市内に在住、通勤又は通学していること。
- ②応募時点において18歳以上であること。
- ③熊本市議会議員又は熊本市（会計年度任用職員を含む）職員でないこと。
- ④本市の他の審議会等の委員を5つ以上兼務していないこと。

(2) 作文による審査

下記の審査項目により評価する。

- ア 人権についての知識 自分の考えに基づく意見であるか。
- イ 関心度 人権問題についての関心が感じられるか。
- ウ 積極性 前向きな姿勢、積極性が感じられるか。
- エ 公平性 主義主張に偏らず、中立・公正な考えであるか。

(3) 評価方法

各審査項目は5点満点とし、その基準は次のとおりとする。

点数	評価
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通

2	劣っている
1	非常に劣っている

(4) 基準点

全審査項目の平均点が3点以上とする。

(5) 合否の決定

一次選考の審査点が基準点以上で、審査点の高い順から3人以内を合格とする。

【二次選考（面接選考）】

二次選考においては、面接による人物審査を行う。

(1) 面接による審査

下記のアからオまでに掲げる審査項目を基に、委員会委員としてふさわしい人材であるかを審査する。

ア 理解度 委員会の出席者としての立場が理解できているか。

イ 柔軟性 広い視野で物事にあたることができるか。

ウ 積極性 審議に前向きに取り組む意思があるか。

エ 論理性 論点が整理され、意見をわかりやすく述べられるか。

オ 協調性 他の意見を聞き、協調性を持って委員会に参加できるか。

(2) 評価方法

各審査項目は5点満点とし、その基準は次のとおりとする。

点数	評価
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

(3) 基準点

全審査項目の平均点が3点以上とする。

【候補者の決定】

(1) 基準点以上の者のうち、点数上位の者から1人を候補者として選定する。

(2) 前項による候補者の選定において同じ点数の者が2以上いる場合は、選考委員会の合議により候補者を決定する。

(3) 応募者がいずれも基準点に達しない場合は、候補者を選定しないものとする。候補者が委員の就任を辞退し、他に基準点を満たすものがいなくなったときも、同様とする。

- (4) その他候補者の選定手続については、選考委員会の合議により決定する。
応募者がいずれも基準点に達しない場合は、候補者を選定しない。また、候補者が委員の就任を辞退し、他に基準点を満たすものがいなくなった時も同様とする。

1 0 選考結果

応募者全員に通知する。

1 1 その他

書類の返却はしない。